

TAC税理士講座（15目標）

特別無料公開講座

4カ月合格戦略セミナー

国 税 徴 収 法

TAC税理士講座

目 次

テーマ1 国税徴収法について

- ◆1 科目の特徴..... 1
- ◆2 本試験の特徴..... 2
- ◆3 どのような方が向いているか?..... 2

テーマ2 本試験対策について

- ◆1 4月開講速修コースの特徴..... 3
- ◆2 学習のポイント..... 3
- ◆3 過去の試験結果 ～参考～..... 3
- ◆4 過去の本試験問題（理論） ～見本～..... 4

テーマ 1

国税徴収法について

◆ 1 科目の特徴

国税徴収法は、税理士試験では税法選択科目の1つとして、その第1回(昭和26年)から出題されている科目です。

国税徴収法の目的は、一言で表現すれば「国税収入の確保」です。税金を滞納している人の財産(例えば、不動産など)を税務署が差押えて、一般の人に売りに出し、お金に換えて滞納税金に充てていくことです。

では、国税収入の確保のためには、いかなる手段を講じても良いかということというわけではありません。

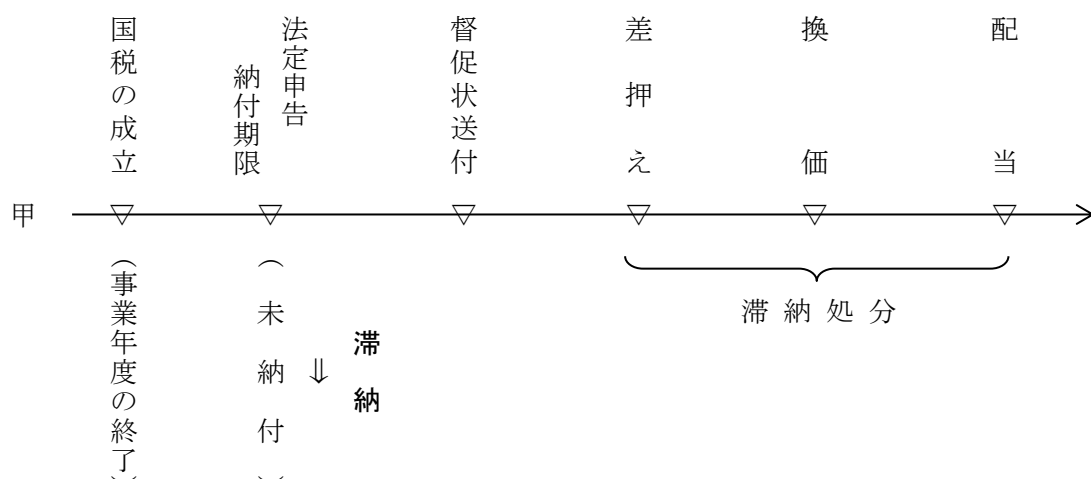
例えば、その滞納者が金融機関からお金を借りている場合、一定の要件を満たせば、売却代金の一部をその債権者である金融機関にも分配していかなければなりません。

また、滞納者自身が災害を受けたり、病気にかかったりして税金を払える状態でないときには、納付できる状態になるまで待つてあげたりすることもあります。

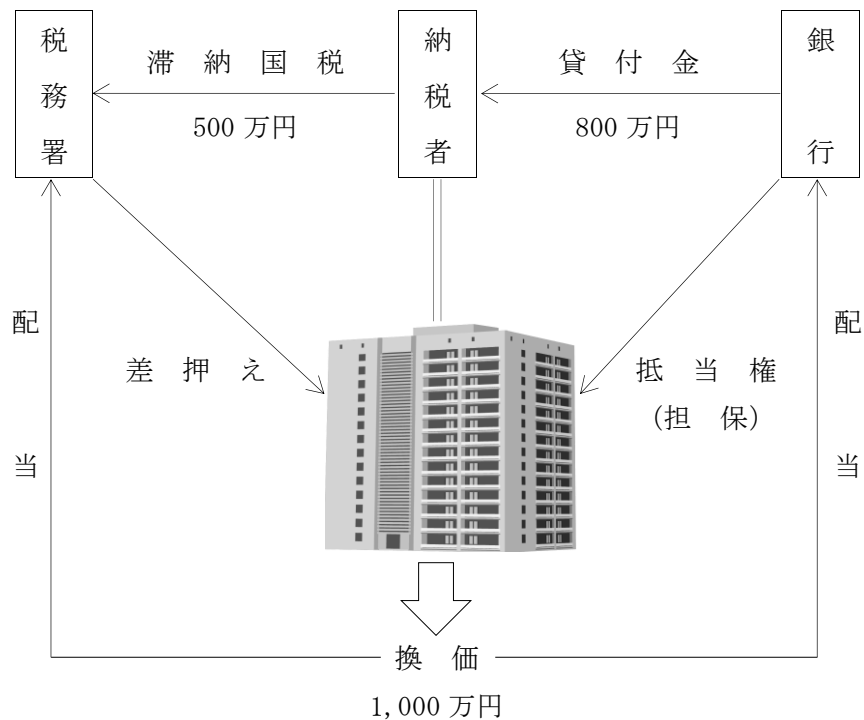
以上のように国税徴収法という法律は、滞納国税の徴収に関する手続きを基調としながら、他の債権者との関係や、滞納者自身の状態等を慮った規定が盛り込まれている法律であるといえます。

したがって、国税徴収法を学習することにより、他の法律関係や、社会の様々な状況を把握することができます。

【図解1】 国税徴収の手続きの流れ ～「滞納処分」が重要！～



【図解2】 他の債権者との調整 ～換価代金をどのような順番で配当するか？～



＜ケース1＞

1. 税務署 500万円
2. 銀行 500万円
- 計 1,000万円

＜ケース2＞

1. 銀行 800万円
2. 税務署 200万円
- 計 1,000万円

◆ 2 本試験の特徴

- ① 理論の比重が高い。
- ② 制限時間に余裕がある。
- ③ 簿記の知識は必要ない。

◆ 3 どのような方が向いているか？

- ① 理論の学習が得意な方。
- ② 働きながら学習される方。
- ③ 制限時間内にじっくり問題を解きたい方。
- ④ 税理士試験を初めて受験される方。

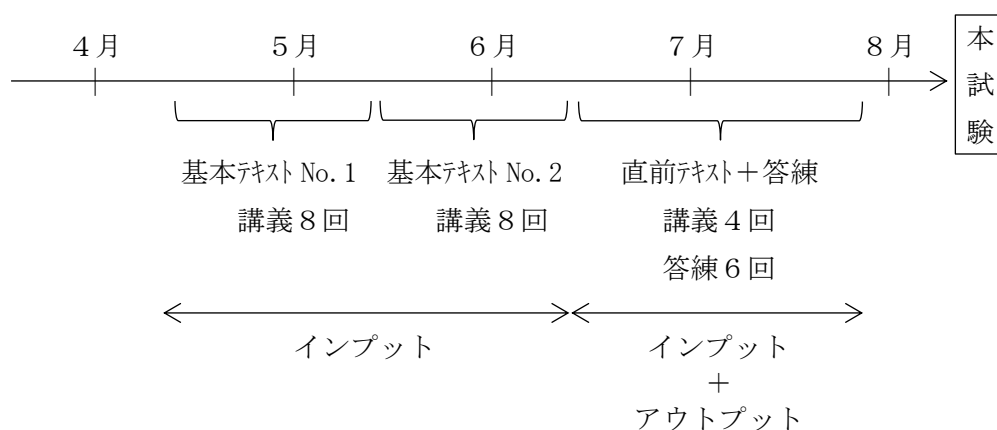
テーマ2

本試験対策について

◆1 4月開講速修コースの特徴

答案練習会を含む全26回（1回約3時間）で終了するコースとなっており、短期間で仕上がるカリキュラムを組んでおります。

<学習の流れ>



◆2 学習のポイント

- ① 理論マスターの理論を覚えて書けるようにする。
- ② 換価代金の配当順位、配当金額を算定できるようにする。
- ③ 毎日継続的に復習を行う。

◆3 過去の試験結果 ～参考～

	平成22年度 (第60回)	平成23年度 (第61回)	平成24年度 (第62回)	平成25年度 (第63回)	平成26年度 (第64回)
受験者数	1,145名	1,243名	1,249名	1,423名	1,482名
合格者数	139名	165名	170名	184名	195名
合格率	12.1%	13.3%	13.6%	12.9%	13.2%

◆ 4 過去の本試験問題（理論） ～見本～

<平成25年度>

第一問 －50点－

問1 次に掲げる差押えについて、それぞれ差押えができる要件を説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 通常差押え
- (2) 繰上保全差押え
- (3) 保全差押え
- (4) 繰上請求がされた国税による差押え
- (5) 繰上差押え
- (6) 担保提供された財産(金銭を除く)の差押え
- (7) 保証人の財産の差押え
- (8) 第二次納税義務者の財産の差押え
- (9) 譲渡担保財産の差押え

問2 国税徴収法に定められている滞納処分に関する不服申立ての期限の特例の趣旨及びその内容について説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

<平成26年度>

第一問 －50点－

問1 次の事項について、簡潔に説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 差押財産を換価した場合の担保権の消滅及び引受け
- (2) 国税徴収法に基づき税務署長が抵当権者に代位して行う抵当権の実行

問2 滞納者甲(製造業)は、平成23年分申告所得税の確定(期限後)申告分1000万円(平成25年10月4日申告)を滞納していた。X税務署の徴収職員が、甲の自宅に臨場したところ、甲は、「法人で事業を行うため、乙株式会社を設立し、個人で所有していた機械や工場等の事業用資産の全てを乙株式会社に対し現物出資したため、納付することができない。」旨を申し立てた。徴収職員が調査したところ、甲は、現物出資をした財産の価額に相当する乙株式会社の株式を取得していた。

X税務署長が、甲の滞納国税を乙株式会社から徴収することができる要件及びその範囲について答えなさい。(徴収手続については答える必要はない。)

なお、土日、祝日等は考慮する必要はない。また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。